

生食水発 0426 第 2 号
平成 29 年 4 月 26 日

各都道府県水道行政担当部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部水道課長
（ 公 印 省 略 ）

国内でのテロ事件発生に備えた対応について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。

標記については、平成 18 年 10 月 17 日事務連絡「国内でのテロ事件発生に係る対応について」（以下「平成 18 年事務連絡」という。）を貴部（局）宛に発出しているところであり、水道事業者等に対し、事件発生に備えた事前対応として、水道施設の警備等及び情報収集、連絡体制等の確立並びに事件発生時の対応として、「飲料水健康危機管理実施要領」に基づく迅速な対応等、危機管理の対応について適切な体制整備を求めているところです。また、平成 19 年 2 月に「テロ対策マニュアル策定指針」を策定し、水道事業者等に対してテロの予防対策と応急対策を含めたテロ対策マニュアルの作成についても求めているところです。

今般、これらテロ対策の対応状況について、平成 29 年 3 月に貴部（局）に御協力頂きアンケート調査を実施し、確認したところ、一定程度のテロ対策の推進が図られているものの、例えばテロに対する職員の意識と対応能力の向上を図る教育・訓練などは、多くの浄水場で実施されていない状況にあることから、各事業者においてはなお一層の対応が必要と考えられます。

また、昨今の国際情勢の緊張感の高まりや平成 32 年（2020 年）に第 32 回オリンピック競技大会及び東京 2020 パラリンピック競技大会の開催が予定される中、水道事業におけるより一層のテロ対策の強化が求められています。

については、下記について十分御留意の上、テロ等危機管理の対応について速やかに適切な体制整備を講じるよう、貴管下水道事業者及び水道用水供給事業者に対する周知指導につき特段の配慮をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であること並びに厚生労働大臣認可の水道事業者及び水道用水供給事業者には別途通知していることを申し添えます。

記

第1 水道でのテロ対策に関するアンケート調査の結果について

平成 29 年 3 月 9 日付で調査をお願いした水道でのテロ対策に関するアンケート調査の結果を別添 1 のとおり取りまとめたこと。

第2 テロ事件発生に備えた対応について

第 1 の調査の結果を踏まえ、また、昨今の国際情勢の緊張感の高まりや平成 32 年に予定されている第 32 回オリンピック競技大会及び東京 2020 パラリンピック競技大会の開催等にかんがみ、各水道事業者及び水道用水供給事業者におかれては、テロ対策の重要性を再度認識し、より一層のテロ対策の実施に努めるべく、平成 18 年事務連絡（別添 2）にて示している対応として、地域の実情に応じたテロ対策の実施を着実に進めるよう、お願いします。

特に、テロ対策マニュアルを未だ策定していない水道事業者及び水道用水供給事業者におかれては、早急に整備を進め、事件発生に備えた事前対処及び事件発生時の対処を早急に行うことができる体制整備を講じるよう、お願いします。

（参考：テロ対策マニュアル策定指針）

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kikikanri/dl/chosa-0603_06.pdf